

返戻金制度について

株式会社NEXT GAME

職業紹介事業許可番号 28-ユ-301323

求職者が、入社日から3ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または違反求職者本人の責任に帰すべき事由により解雇された場合であり、かつ、その相当な証跡（消滅通知書、退職届等）を求人者が当社へ提出した場合、または求職者がその事実を当社に認めた場合に限り、当社は、求人者からの請求に基づいて、紹介料を当面返還いたします。、名前上または形式上の理由に基づき、求職者の退職が求人者による処遇その他の労働条件が採用決定時の実際の労働契約内容と異なることに留意する場合、または求人者の法令禁止行為に責を負う場合、その他職務者の責に帰すべき事由に応じて当社が合理的に判断した場合、当社は返還金の支払い義務を負わないものとします。

また、求職者が入社後3ヶ月を超えて勤務を継続した場合、手数料は発生し、返還金制度の適用はありません。求人票の作成画面等に関して別途求人者および当社が合意した場合には、当該協議に基づいて返還金を返還するものとします。

なお、返還金制度は有料職業紹介契約書により別途決定する場合があります。